

平成 27 年 3 月吉日

ご家族様各位

ご関係者様各位

医療法人社団 健陽会
介護老人保健施設 きらら
施設長 河野 伸造

在宅復帰・在宅療養支援機能加算算定についてのお知らせ

弊施設は、入所サービスにおいて在宅復帰・在宅療養機能が高い施設として「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」算定基準の要件を満たすこととなりました。

つきましては、平成 27 年 3 月ご利用分より、算定要件を満たしている期間においては当該加算を算定させていただきたく、下記の算定内容及び算定要件をご確認のうえ、ご不明な点などございましたら、弊施設までお問い合わせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

弊施設は、今後もより良い介護施設の運営に尽力してまいりますので、何とぞご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 算定項目及び算定料金

在宅復帰・在宅療養支援機能加算 一日 23 円（21 単位）

2 算定対象サービス

入所サービス

3 算定期間

平成 27 年 3 月より以下の算定要件を満たしている期間に限る。

4 算定要件

- ① 算定日が属する月の 6 ヶ月間において弊施設から退所した方のうち、在宅において介護を受けることになった方（弊施設における入所期間が 1 ヶ月間を超えていた退所者に限る）の占める割合が 100 分の 30 を超えていること。
- ② 30.4 を弊施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が 100 分の 5 以上であること（ベッド回転率が 5%以上であること）。

以上